公認会計士業務に関する意識調査の集計結果公表について(速報)

2012年10月1日 日本公認会計士協会近畿会 制度業務等中堅・若手会計士委員会

当委員会では、より社会に役立つ公認会計士を目指して、「将来の国際社会及び地域社会にどのように貢献していくのか」を考え、「公認会計士業界の将来ビジョンと公認会計士制度はどうあるべきか」についての調査研究に取り組んでおります。この調査研究には、上場企業をはじめとする企業・法人の皆様や情報の利用者の皆様が、公認会計士の業務及び公認会計士制度に何を期待されているのかを把握することが不可欠でありますことから、このたび「公認会計士業務に関する意識調査」としてアンケート方式(無記名式・設問10問)による調査を実施いたしました。この「公認会計士業務に関する意識調査」につきましては、下記「2.アンケート調査方式の概要及び回答結果」のとおり、大変多数のご回答をいただきました。ご回答ご協力いただきました皆様には厚く御礼を申し上げます。調査結果につきましては、当委員会の9月21日付研究発表研修会「2030年代の社会と公認会計士~公認会計士業界の将来ビジョンと公認会計士制度のあり方・総括編~」にて実証調査結果として発表いたしましたほか、今般、別添のとおり近畿会ホームページにおいて集計結果の速報を公表いたします。

1.調查期間

2012年8月24日~9月3日(上場会社については9月10日まで)

2.アンケート調査方式の概要及び回答結果

カテゴリ		属性区分	回答数	回答率	構成比	アンケート調査方式 (回答はすべてWebサイトへの回答)
アウター 1	1	上場企業	276	30.67%		郵送による回答依頼 上場企業連結売上高 上位900社(2011年3月期)の財務経理部門 責任者
アウター 1	2	地方公共団体	26	20.80%		郵送による回答依頼 近畿地方の都道府 県、政令指定都市、及び全国の地方公共団 体(任意抽出)の財政部門と監査事務局責 任者 合計125件
アウター 1	3	公的機関·公的法人 等	53	26.50%	13.3%	郵送による回答依頼 独立行政法人100法 人、大学共同利用機関法人その他特殊法人 14法人、国立大学法人86法人の財務部門責 任者
アウター 2		上場企業の役員・管 理職	400	-	100.0%	調査会社の条件合致モニター調査による回 答採取
アウター 2		上場企業勤務の30歳 以上のビジネスマン (非管理職)	400	-	100.0%	合採収
インナー	4	協会会員	656	23.16%	164.0%	関西三会の全会員・準会員に一斉メールで の回答依頼
インナー	5	協会準会員	186	17.97%	46.5%	関西三会の全会員・準会員に一斉メールで の回答依頼
		合計	1997	23.51%	100.0%	

< 各カテゴリの意味 >

アウター1 = 情報発信者 アウター2 = 情報利用者

インナー = 会計および監査の専門家

3.調査結果の公開について

カテゴリ別(一部属性別)の集計数(割合)をグラフ表示した資料を速報として公開します。

なお、意見・コメントを徴求した設問 (Q2・Q8・Q10) については、今回の速報には掲載しておりません。後日、回答件数と主要なコメントを集約したうえで公開する予定です。

4. 本調査結果の閲覧にあたってご同意いただきたい事項について

日本公認会計士協会近畿会がウェブサイト上で公表する公表物の著作権は日本公認会計士協会近畿会に帰属します。 これらの公表物の全部又は一部について、事前に文書によって日本公認会計士協会近畿会から許諾を得ることなく、 日本公認会計士協会近畿会編集以外の印刷物、日本公認会計士協会近畿会主催以外の研修会資料、電子的媒体、その 他いかなる手段による場合においても、複製、転載、頒布等を禁じます。

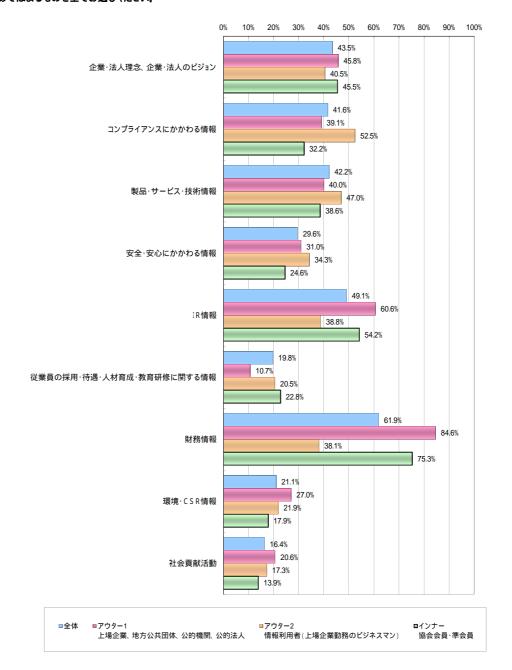
無断で使用した場合は、然るべき法的対応を取ることがありますので、ご注意ください。

企業・公的機関・法人等の発信する情報に関する意識調査

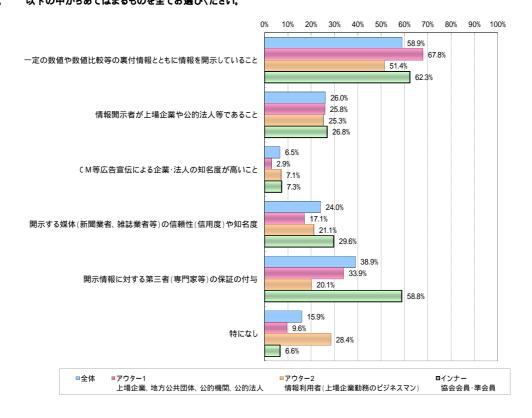
Q1.昨今では様々な情報開示が求められており、その開示内容は財務情報や財務情報以外の情報(非財務情報)があります。

(アウター1)責社、責団体または責法人・機関が関示するどのような情報に対して特に利害関係者の関心が高いと感じていらっしゃいますか。以下の中からあてはまるものを全てお選びください。

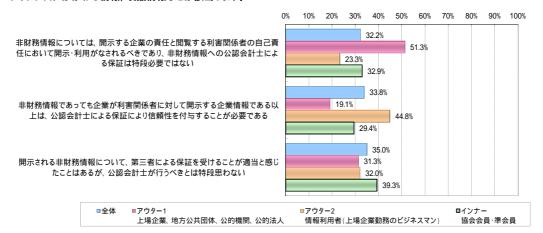
(アウター2、インナー)企業や公的法人・公的機関等が開示するどのような情報に対して特に関心を高く感じていらっしゃいますか。以下の中からあてはまるものを全てお選びください。



Q3.(アウター1)責社、貴団体または貴法人・機関が開示する情報について利害関係者からの信頼を得るために特に重視されていることは何ですか。以下の中からあてはまるものを全てお選びください。 Q3.(アウター2、インナー)企業や公的法人、公的機関等が開示する情報の信頼性について検討する上で考慮されていることはありますか。 以下の中からあてはまるものを全てお選びください。

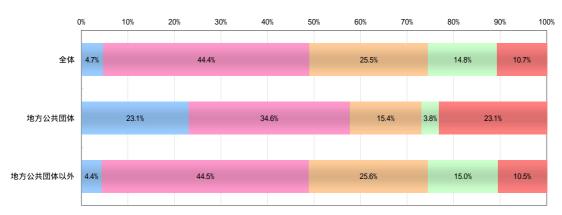


Q4.公認会計士は監査(またはレビュー)を行うことにより、企業の財務情報(有価証券報告書の一部など)に対して一定の保証を行っています。



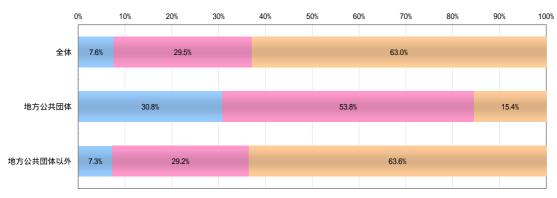
公的機関の発信する情報(財務情報・業績評価その他の情報)に関する意識調査

Q5.公的機関等(国、地方公共団体、独立行政法人等の公的法人、その他外郭団体等)の発信する情報の信頼性についてどのように感じていらっしゃいますか。 以下の中からあてはまるものをひとつだけお選びください。



- ■公的機関の発信する情報であれば、無条件に信頼性がある。
- ■公的機関の発する情報であっても、外部の第三者による監査、信頼性の付与がされているわけではないので、誤謬や情報操作があっても利用者は知りようがないことから、その情報に全面的に信頼性があると考えることはできない。
- ■情報開示の基準が国や地方公共団体によって異なり、情報開示が限定的・部分的であったり、事後に誤りを指摘する報道や訂正も頻発している現状があり、信頼性を判断しがたい。
- ■公的機関の発信する財務情報等は、会計が一般の企業会計等とは異なっていて、どのような会計がされているのかが分かりにくいため、信頼性について判断しがたい。
- ■公的機関の発信する情報は、業績評価やサービスの評価等については、財務情報だけでなく非財務情報も混在することから、複雑高度な情報となっており、信頼性について判断しがたい。

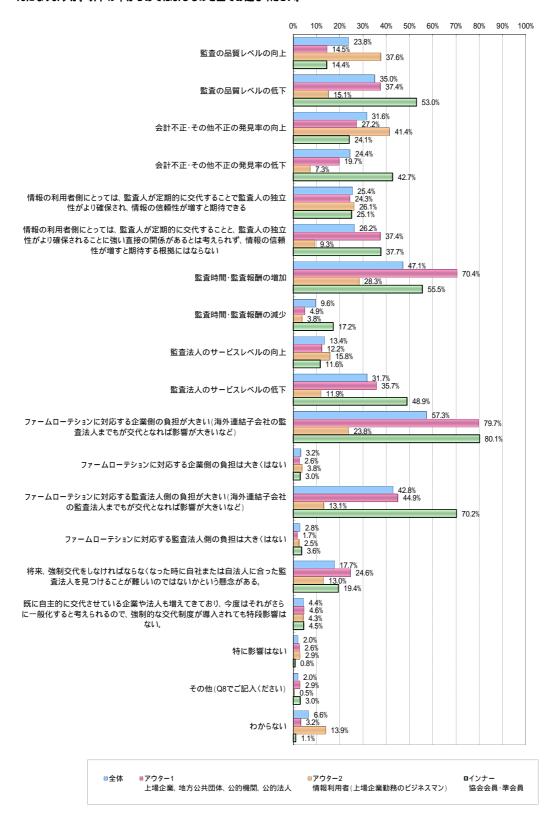
Q6.公的機関等(国、地方公共団体、独立行政法人等の公的法人、その他外郭団体等)が発信する情報は、 第三者の保証を受ける必要があるとお考えになりますか。以下の中からあてはまるものをひとつだけお選びください。



- ■必要ない
- ■必要と考えるが公的機関自身もしくは他の公的機関にて、監査や検査が行われている事情については、第三者の監査・保証までは不要である。
- ■第三者による監査・保証が必要である。公的機関自身もしくは他の公的機関などによるものは独立的立場になく保証されている(信頼性がある)と言い難いため。

今後の公認会計士監査および業務に関する意識調査

Q7.将来もしも監査法人の強制的交代制(ファームローテーション)が導入された場合、その影響や効果等にはどのようなものがあるとお考えになりますか。以下の中からあてはまるものを全てお選びください。



Q9.経済がグローバル化し、企業活動はボーダレス化しています。このような中、公認会計士の資格の多国家間における相互承認について どのようにお考えになりますか。以下の中からあてはまるものを全てお選びください。

